

平成 20 年 10 月 16 日 制定
平成 22 年 6 月 10 日 改定
平成 25 年 9 月 1 日 改定
平成 26 年 2 月 28 日 改定
平成 30 年 3 月 15 日 改定
平成 30 年 9 月 20 日 改定

(一社) 日本空調衛生工事業協会
全国管工事業協同組合連合会
(一社) 日本配管工事業団体連合会

登録配管基幹技能者講習事務規程

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この登録配管基幹技能者講習事務規程（以下「規程」という。）は、一般社団法人日本空調衛生工事業協会（以下「日空衛」という。）、全国管工事業協同組合連合会（以下「全管連」という。）及び一般社団法人日本配管工事業団体連合会（以下「日管連」という。）の三団体（以下「実施団体」という。）が、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）（以下「施行規則」という。）第 18 条の 3 の 2 の規定による登録を受けて実施する登録配管基幹技能者講習（以下「登録講習」という。）の実施に関し、施行規則第 18 条の 3 の 8 の規定に基づき必要な事項を定める。

(講習事務実施の基本方針)

第 2 条 登録講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）は、この規程により、厳正、確実、かつ公正に実施するものとする。

(講習事務を行う事務所の名称及び所在地)

第 3 条 講習事務を行う事務所及びその所在地は、次のとおりとする。
事務所 登録配管基幹技能者講習委員会事務局
所在地 東京都中央区新富 2-2-7 日空衛内

(講習事務を行う時間)

第 4 条 講習事務を行う時間は、次に定める日以外の日の午前 9 時から午後 5 時半までとする。
(1) 土曜日・日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日
(3) 実施団体の定める日

第 2 章 登録講習の実施方法等

(登録講習の実施方法)

第 5 条 登録講習は、施行規則第 18 条 3 の 6 に規定する基準に適合する方法で、講義及び講習考査試験により行う。

(登録講習の内容)

第 6 条 登録講習の日数は 3 日間とし、最終日に講習考査試験を実施する。

- 2 講義は16時間50分とし、講習考査試験は1時間30分とする。
- 3 講義は別表1に定める内容により実施する。

(講習考査試験)

第7条 登録講習の講義の理解度を把握するため、別表1に掲げる全講義終了後に、講習考査試験を行う。

- 2 講習考査試験は、四枝択一式問題28問、記述式問題1問の書面による出題とする。
- 3 講習考査試験を受けることのできる者は、原則として別表1に掲げる講義科目を全て受講した者とする。
- 4 講習考査試験では、テキスト、ノート等の参照は認めない。
- 5 講習考査試験の実施日が異なる場合、試験日ごとに問題を変更しなければならない。

(登録講習の実施場所等)

第8条 登録講習は、原則として毎年度10月～3月の間に実施する。

- 2 登録講習の実施場所は、北海道地区、東北地区、関東地区、北陸地区、東海地区、近畿地区、中国地区、四国地区及び九州・沖縄地区のうちから、受講希望者数等を勘案して年度ごとに定める。

(登録講習の実施計画)

第9条 第6章に定める登録配管基幹技能者講習委員会は、登録講習の開催場所、開催日時、受講申込の受付方法及び受付期間、その他登録講習の実施に関する事項を定めた登録講習実施計画を作成するものとする。

(登録講習の公示)

第10条 登録講習の実施に係る公示は、実施団体のホームページ及び登録講習案内等により原則として受講申込受付日の1ヶ月前までに行う。

- 2 登録講習案内には、国土交通大臣の登録を受けた講習である旨を表示するものとする。

第3章 受講資格等

(受講資格)

第11条 登録講習を受講できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）で定める管工事における配管施工の実務の経験が10年以上で、そのうち職長としての実務の経験が3年以上であること。
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく1級配管技能士（建築配管作業）の資格を有すること。

(講習考査試験不合格者の特例)

第12条 登録講習を受講し、講習考査試験が不合格となった者は、第7条第3項の規定にかかわらず、不合格となった年度の翌々年度まで、講義を受講せずに講習考査試験を2回を限度として再受験することができる。

第4章 受講又は再受験の申込等

(受講又は再受験の申込)

第13条 登録講習を受講しようとする者は、氏名、住所、勤務先、登録講習の受講希望会場その他必要な事項を記入し、顔写真及び第17条に定める受講料の金額の郵便振替払込受付証明書を貼付した様式1の受講申込書に、次に掲げる書類を添えて受講の申込をしなければならない。

- (1) 第 11 条第 1 号に掲げる受講資格要件を証明する次の書類
 - ア 実務経験及び職長経験に係る事業主の様式 2 の証明書。ただし、事業主が証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者の証明書とし、受講者本人が事業主の場合は、記載事実と相違ない旨記載した誓約書を添付する。
 - イ 職長の経験を証明するものとして、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条に規定する職長・安全衛生教育の修了証の写し又はアの事業主以外の元請の建設業者等が証明したもの。
- (2) 第 11 条第 2 号に掲げる受講資格要件を証明する書類として、配管（建築配管作業）の一級技能検定合格証書の写し。
- (3) 受講確認に係る写真票
- 2 前条の規定により講習考査試験のみを再受験しようとする者は、顔写真及び第 17 条に定める再受験料の金額の郵便振替払込受付証明書を貼付した様式 3 の再受験申込書に、第 32 条に規定する講習考査試験が不合格であった旨の通知書の写しを添えて再受験の申込をしなければならない。

（受講又は再受験申込書等の審査）

第 14 条 審査により次に掲げる基準に適合する者の受講又は再受験を認める。

- (1) 受講又は再受験申込書（以下「申込書等」という。）に必要な事項が記載され、かつ、必要な書類等が添付されていること。
 - (2) 受講の申込者が第 11 条に該当する者であること。
 - (3) 第 17 条に規定する受講又は再受験料（以下「受講料等」という。）が払い込まれていること。
 - (4) 再受験の申込者にあつては、登録講習の受講及び講習考査試験の不合格に係る添付書類が前々年度以降の登録講習のものであり、再受験回数が登録講習を受講しかつ当該登録講習における講習考査試験が不合格であった時の後 2 回以内であること。
- 2 前項の審査は、申込書等及び添付書類により行う。
 - 3 申込書等又は添付書類に不備を認めるときは補正を求め、補正できないとき又は受講若しくは再受験の資格を有すると認められないときは、理由を付して、申込書等その他の書類と受講料等を返還する。

（受講又は受験票の交付等）

第 15 条 申込書等を受理したときは、講習受講者又は再受験者に対して速やかに受講又は再受験会場（以下「講習会場」という。）を決定し、受講又は受験者名簿を作成し、受講又は受験票の交付を行う。

（講習会場の変更）

第 16 条 指定された講習会場の変更の申し出は原則として認めない。

第 5 章 受講料等

（受講料等の金額）

第 17 条 登録講習の受講料は、42,000 円（税込み）とし、再受験の受験料は 12,000 円（税込み）とする。

（受講料等の納付）

第 18 条 登録講習又は再受験の申込者は、受講又は再受験の申込に合わせて、受講料等を郵便振替払込による方法で納付しなければならない。

(受講料等の返還等)

第19条 収納した受講料等は、次に掲げる場合を除き返還しない。

- (1) 第14条第3項に該当するとき。
 - (2) 実施団体の責めに帰すべき理由により登録講習又は再受験を受けることができなかったとき。
 - (3) 受講者の責によらない理由により登録講習を受けることができなかったとき。
 - (4) 受験者の責によらない理由により再受験を受けることができなかったとき。
 - (5) 受講申込み後、登録講習実施の前日の正午までに受講の取消の申し出があったとき。
- 2 前項の受講料等の返還は、受講又は再受験の申込者が指定する銀行口座への振込によるものとし、返金額は次による。
- (1) 前項第1号の返金額は、受講又は再受験の資格審査に係る費用及び受講料等の返還に係る費用として3,000円を控除した金額。
 - (2) 前項第2号の返金額は、全額
 - (3) 前項第3号の返金額は、講習テキスト代金相当額の5,000円及び返還に係る費用を控除した金額
 - (4) 前項第4号の返金額は、返還に係る費用を控除した金額
 - (5) 前項第5号の返金額は、受講票の交付以前においては第1号の金額。受講票の交付後においては12,000円及び返還に係る費用を控除した金額
- 3 第1項第3号に掲げる場合又は同項第5号に掲げる受講の取消の申し出が受講票の交付後であった場合は、前項の受講料の返還に併せて講習テキストを送付する。

第6章 登録配管基幹技能者講習委員会等

(登録配管基幹技能者講習委員会)

第20条 実施団体は、次の各号の職務を行わせるために登録配管基幹技能者講習委員会(以下「講習委員会」という。)を置く。

- (1) 第9条の登録講習実施計画の作成
 - (2) 講習考査試験問題及び採点基準の決定
 - (3) 講習考査試験の合格基準及び判定、合格者の決定
 - (4) 施行規則第18条の3の6第8号に定める登録配管基幹技能者講習修了証(以下「講習修了証」という。)の更新に係る更新テキスト及び能力確認試験の問題の作成並びに更新能力の認定
 - (5) その他登録講習の実施に関する基本的事項についての検討及び決定
- 2 講習委員会は、施行規則第18条の3の4第1項第2号に該当する者2名以上及び実施団体の役職員又は実施団体の会員の役職員(以下「実施団体の役職員等」という。)で委員としてふさわしい者9名以上(うち1名以上は、平成20年国土交通省告示第362号第5号又は第6号に該当する者でなければならない。)の登録配管基幹技能者講習委員(以下「講習委員」という。)によって組織する。
- 3 講習委員は実施団体が選任し、委嘱する。
- 4 講習委員の互選により、委員長1名及び副委員長2名を選任する。
- 5 講習委員は、その職務の遂行にあたって厳正、かつ公正を旨とし、不正な行為のないようにしなければならない。
- 6 実施団体は、講習委員が次のいずれかに該当する場合には、当該委員を解任することができるものとする。
- (1) 職務上の義務違反、その他講習委員としてふさわしくない行為があったとき
 - (2) 心身の故障等のため、職務の執行を継続できないと認められるとき
 - (3) 講習委員から辞任の申し出があったとき

(登録配管基幹技能者講習運営委員会)

第21条 講習委員会の下に、登録配管基幹技能者講習運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、実施団体の役職員等で専門的な知識を有し、委員としてふさわしい者9名以上の登録配管基幹技能者講習運営委員（以下「運営委員」という。）によって組織する。
- 3 運営委員は講習委員会が選任し、委嘱する。
- 4 運営委員会の委員長及び副委員長は、運営委員の互選により選任し、委員長は運営委員会に係わる事務を事前調整する運営委員会主査を選任することができる。
- 5 運営委員は、その職務の執行にあたって厳正かつ公正を旨とし、不正な行為のないようにしなければならない。
- 6 講習委員会は、運営委員が次のいずれかに該当する場合には、当該委員を解任することができるものとする。
 - (1) 職務上の義務違反、その他運営委員としてふさわしくない行為があったとき
 - (2) 心身の故障等のため、職務の執行を継続できないと認められるとき
 - (3) 運営委員から辞任の申し出があったとき

(運営委員会の職務)

第22条 運営委員会は、次の各号の職務を行う。

- (1) 登録講習テキストの作成、改定等
- (2) 講義の要点の作成
- (3) 講習考査試験問題案及び採点基準案の作成
- (4) 受講又は再受験申込者の受講又は受験資格の審査
- (5) 講習考査試験の採点
- (6) 講習修了証の更新に係る更新テキスト案及び能力確認試験の問題案の作成並びに更新能力の認定案の作成。

(講習委員等の任期)

第23条 講習委員及び運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の講習委員等の任期は前任者の残任期間とする。

(講習委員会の開催及び議決)

第24条 講習委員会は、講習委員会の委員長が招集する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 事務局は、会議の開催毎に議事録を作成し、次回の会議において承認を求めるものとする。

(運営委員会の開催及び議決)

第25条 運営委員会は、運営委員会の委員長が招集する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 事務局は、会議の開催毎に議事録を作成し、次回の会議において承認を求めるものとする。

第7章 登録講習の実施等

(登録講習の講師)

第26条 講習委員会は、別表1の各講義科目毎に専門的知識を有する者を講師として選任し、講義に当たらせるものとする。

2 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答しなければならない。

(登録講習の実施体制)

第27条 講習委員会は、登録講習を厳正かつ円滑に運営するため、講習管理責任者を講習会場毎に選任し、講習管理員を配置する。

2 講習管理責任者が事故等により講習管理を行うことができなくなった場合講習委員会は、代行者を指名する。

(登録講習の実施方法)

第28条 登録講習は、別に定める「登録配管基幹技能者講習実施細則」(以下、「実施細則」という)に基づいて、公正かつ的確に行う。

第8章 合格者の決定及び講習修了証の交付

(講習考査試験の合格判定基準)

第29条 講習考査試験の合格判定基準は、次に定めるところを標準として毎年度決定する。

- (1) 解答の正答率は60%以上とする。
- (2) 記述式問題の記載がない場合には不合格とする。

(合格者の決定)

第30条 講習考査試験の合格者の決定は、講習委員会が行う。

(講習修了証の交付)

第31条 講習委員会は、講習考査試験の合格者に対してその旨の通知を行い、講習修了証を交付する。

2 表面に記載する内容は以下の事項とする。

- (1) 登録基幹技能者講習の種目
 - (2) 講習修了証番号、氏名、生年月日、修了年月日
 - (3) 実務経験を有する建設業の種類
 - (4) (3)の実務経験を有する建設業の種類について、建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められること。
 - (5) 登録基幹技能者講習実施機関(実施団体)の名称と印、及び、登録番号
 - (6) 講習修了証の有効期限
- 3 講習修了証に記載する修了年月日は初回の修了年月日とする。
- 4 講習修了証の裏面には、「表面記載の「有効期限」の期日をもって講習修了証は失効するものとする。」と記載する。

(不合格者への通知)

第32条 講習委員会は、登録講習を受講し、かつ当該登録講習における講習考査試験が不合格であった者に対しては、その旨の通知及び第12条により翌々年度まで2回を限度として再受験することができる旨の通知を行い、同条により再受験し不合格であった者に対してはその旨の通知を行う。

(合格者等の発表)

第 33 条 講習委員会は、第 31 条の講習修了証交付者（以下「登録配管基幹技能者」という。）の氏名等を発表する。

- 2 講習委員会は、前項の発表に併せ、講習考査試験問題及び合格基準を速やかに実施団体のホームページ及び機関紙等により公表するものとする。

第 9 章 講習修了証の有効期限と更新

(講習修了証の有効期限)

第 34 条 講習修了証の有効期限は、交付日から 5 年を経過した年度の 3 月 31 日とする。

ただし更新により新たに交付する講習修了証の有効期限は、更新前の講習修了証の有効期限から 5 年後の 3 月 31 日とする。

(講習修了証の更新に係る能力確認)

第 35 条 講習修了証の更新は、登録配管基幹技能者として求められる一定の能力水準が確保されていると確認された者に対して行うものとする。

- 2 前項の確認は、更新テキストを用いた通信教育及びその内容に基づく能力確認試験（4 枝択一式の問題 5 問）によって行う。
- 3 通信教育に使用される更新テキストの内容は、当初の講習において与えられた能力（知識等）及び技術進歩や法令改正等に対応した新たな能力（知識等）が適切に含まれるものとし、特に、前回有効期限内の関係法令の改正内容、施工管理等の変更内容などが習得すべき事項に必ず含まれるようにしなければならない。
- 4 能力確認試験の問題は定期的に変更するものとする。

(講習修了証の更新手続)

第 36 条 講習委員会は、当該年度末に有効期限が到来する講習修了証を有する登録配管基幹技能者に対して、様式 4 の更新申請書及び更新テキスト等の関係書類を送付する。

- 2 講習修了証の更新を行おうとする者は、必要事項を記載し、顔写真及び第 39 条に定める更新手数料の金額の郵便振替払い込み受付証明書を貼付した更新申請書に、能力確認試験の解答書を添えて、有効期限が到来する年度の 12 月以降、有効期限経過後 3 ヶ月以内に限り、更新申請をすることができる。
- 3 講習委員会は、審査により次に掲げる基準に適合する者に対して、第 31 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用した新たな講習修了証を速やかに交付する。
 - (1) 登録配管基幹技能者として従事していること。
 - (2) 現に第 11 条第 2 号の資格を有していること。
 - (3) 前項の能力確認試験で 3 問以上正答していること。
- 4 講習委員会は、前項第 1 号及び第 2 号の基準に適合しなかった申請者に対して講習修了証の更新が出来ない旨を通知する。
- 5 講習委員会は、第 3 項第 3 号の基準に適合しなかった者に対して、理解度不足のため更新ができない旨を通知するとともに、再度の能力確認試験を行い、その再試験で 3 問以上正答であった者に対して、新たな講習修了証を速やかに交付する。ただし、再試験の提出期限は、第 2 項の更新申請期限経過後 2 ヶ月以内とする。
- 6 講習委員会は、有効期限経過前に、当該年度末に有効期限が到来する講習修了証を有する登録配管基幹技能者で更新申請未提出の者に対して、有効期限が近づいていること及び更新申請ができる期間を連絡するものとする。
- 7 講習修了証の有効期限経過後 3 ヶ月の間に更新申請を行わなかった者及び第 5 項の再度の能力確認試験で 3 問以上正答出来なかった者に対して、有効期限が到来する年度の翌年度 1 年間に限り、登録講習の講義を受講することなく第 7 条の講習考査試験の受験を認めることとし、これらの者に対して講習委員会は受験認定通知を送付する。

(特例試験)

第 37 条 前条第 7 項により認められた講習考査試験（以下「特例試験」という。）を受験しようとする者は、顔写真及び第 39 条に定める特例試験の受験料の金額の郵便振替払込受付証明書を貼付した様式 5 の特例試験申込書に、直近に有していた講習修了証の写し（有効期限が前年度の 3 月 31 日であるものに限る）及び前条第 7 項により講習委員会から送付されてきた書類の写しを添えて申込をしなければならない。

2 第 14 条から第 16 条の規定は前項の特例試験について準用する。

(講習修了証の再交付)

第 38 条 登録配管基幹技能者は、次の各号の一に該当する場合、様式 6 の講習修了証再交付申請書により、講習修了証の再交付を申請することができる。

- (1) 講習修了証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損したとき
- (2) 氏名を変更したとき
- (3) 講習修了証の交付を受けた者で、第 31 条第 2 項(4)（第 36 条第 3 項において準用する場合を含む。）の事項の記載を追加することを希望するとき

2 前項の申請があった場合、講習委員会は、速やかに新たな講習修了証を交付する。

(更新手数料等)

第 39 条 第 36 条の更新手数料は 8,000 円（税込み）、第 37 条の特例試験の受験料は 12,000 円（税込み）、前条の講習修了証の再交付の手数料は、3,000 円（税込み）とする。

第 10 章 登録配管基幹技能者名簿の作成

(名簿の作成)

第 40 条 講習委員会は、講習修了証を交付した登録配管基幹技能者の名簿を作成し、適正に管理するものとする。

第 11 章 雑 則

(不正行為に対する措置)

第 41 条 講習委員会は、不正の方法により講習考査試験を受け、又は受けようとした者に対し、講習考査試験を受けることを禁じ、又はその合格を取り消す。

2 講習委員会は、不正の方法により、講習修了証の更新を受け、または受けようとした者に対し、講習修了証の更新を行わず、または講習修了証の返納を命じる。

(秘密の保持)

第 42 条 実施団体の役職員若しくは講習事務に携わった者全ては講習事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第 43 条 講習事務に関する帳簿及び書類は、保存期間を定めて適正に保存しなければならない。

2 前項の保存期間は、次の通りとする。

- (1) 施行規則第 18 条の 3 の 10 第 1 項に定める財務諸表等は、毎事業年度から 5 年間
- (2) 施行規則第 18 条の 3 の 14 第 1 項に定める帳簿は、登録講習事務を廃止するまでの期間
- (3) 施行規則第 18 条の 3 の 14 第 4 項に定める書類は、登録講習を実施した実施した日から 3 年間

(講習事務の細目)

第 44 条 講習事務の実施に必要な細目は、別に定める実施細則、事務処理要領による。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 16 日より施行する。

この規程は、平成 22 年 6 月 10 日より施行する。

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 26 年 2 月 28 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

別表 1 (第 6 条、第 7 条及び第 26 条関連)

登録配管基幹技能者講習

1. 講義の概要

講義を行う科目	講義の内容	講師	講義時間
基幹技能一般知識に関する科目 (工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する事項)	基幹技能者の役割と業務	講義科目について専門的知識を有する者	1:30
	最近の技術動向	講義科目について専門的知識を有する者	1:20
	OJTとその進め方	講義科目について専門的知識を有する者	1:20
	ケーススタディ	講義科目について専門的知識を有する者	1:00
	OJTの実践方法	講義科目について専門的知識を有する者	0:50
	OJTの実践演習	講義科目について専門的知識を有する者	1:30
基幹技能関係法令に関する科目 (労働安全衛生法その他関係法令に関する事項)	関連法規	講義科目について専門的知識を有する者	1:00
建設工事の施工管理、工程管理、 資材管理その他の技術上の管理 に関する科目	施工計画立案の手順	講義科目について専門的知識を有する者	1:20
	工程管理	講義科目について専門的知識を有する者	1:20
	品質管理	講義科目について専門的知識を有する者	1:30
	労務・資材管理	講義科目について専門的知識を有する者	1:20
	積算と原価管理	講義科目について専門的知識を有する者	1:30
	安全衛生管理	講義科目について専門的知識を有する者	1:20
講義時間合計			16:50

- 注 1. 「労務・資材管理」については、「資材管理」に関し、1時間以上講義を実施する。
 2. 講義科目について専門的知識を有する者とは、学識経験者、運営委員会委員、建設業法に定める
 監理技術者等で講義科目に関する専門的知識を有する者。

2. 試験の概要

試験を行う科目	試験の内容	試験方法	出題
基幹技能一般知識に関する科目 (工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する事項)	基幹技能者の役割と業務	4枝択一式	○
	最近の技術動向	4枝択一式	○
	OJTとその進め方	4枝択一式	○
	ケーススタディ		
	OJTの実践方法		
	OJTの実践演習		
基幹技能関係法令に関する科目 (労働安全衛生法その他関係法令に関する事項)	関連法規	4枝択一式	○
建設工事の施工管理、工程管理、 資材管理その他の技術上の管理 に関する科目	施工計画立案の手順	4枝択一式	○
	工程管理	4枝択一式	○
	品質管理	4枝択一式	○
	労務・資材管理	4枝択一式	○
	積算と原価管理	4枝択一式	○
	安全衛生管理	4枝択一式	○
四枝択一式問題合計			28問
基幹技能一般知識に関する科目	基幹技能者の役割と業務	記述式	○
	記述式問題合計		1問
試験時間合計			1:30

様式— 1 (第 13 条関連)

平成 年 月 日

平成〇〇年度登録配管基幹技能者講習 受講申込書

登録配管基幹技能者講習委員会 殿

標記講習を受講したいので、関係種類を添えて下記のとおり申し込みます。

写真貼付欄
(カラー写真)

タテ30×ヨコ24mm
1枚貼付け
裏面に氏名記入

受講希望	第 回 ()	東京会場宿泊希望	
受講票送付先(該当に○)	自 宅	勤 務 先	

注) 東京会場の場合には、会場施設への宿泊希望 (○ (宿泊) × (否)) を記入して下さい。

フリガナ		性 別	<input type="checkbox"/> 男	生 年	昭和 年 月 日	生 日
氏 名	(印)		<input type="checkbox"/> 女	月 日	(満 才)	
		本 籍 地	都 道 府 県			
フリガナ						
現住所	〒 - TEL : () FAX : ()					
最終学歴			年 月	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 中退	修業学科	
受講資格	1 級配管技能士第		号 取得日	・昭和	年 月 日	
	(合格証書写しの添付が必要です。)			・平成	年 月 日	
勤 務 先	フリガナ					
	事業所名					
所在地	〒 - TEL : () FAX : ()					

注) 裏面の注意事項をよく読んで記入して下さい。

以下事務局処理欄

受 付 番 号	入金確認	資格審査	通 知	受 講 番 号	考 査 試 験	合 否
					_____点	

平成〇〇年度登録配管基幹技能者講習 再受験申込書

登録配管基幹技能者講習委員会 殿

標記講習の講習考査試験を再受験したいので、関係種類を添えて下記のとおり申し込みます。

受講希望会場	第 回 ()
受講票送付先(該当に○)	<input type="checkbox"/> 自 宅 <input type="checkbox"/> 勤 務 先

写真貼付欄
(カラー写真)

タテ30×ヨコ24mm
1枚貼付け
裏面に氏名記入

フリガナ		性 別	<input type="checkbox"/> 男	生年 月 日	昭和 年 月 日生
氏 名	(印)	<input type="checkbox"/> 女			(満 才)
フリガナ					
現住所	〒 - () FAX : ()				
過去受講年度	平成 年度	受講番号			
勤 務 先	フリガナ				
	事業所名				
所在地	フリガナ				
	所在地	〒 - () FAX : ()			

注) 裏面の注意事項をよく読んで記入して下さい。

以下事務局処理欄

受 付 番 号	入金確認	資格審査	通 知	受 験 番 号	考査試験	合 否
再試				再試	_____点	

様式— 4 (第 36 条関連)

平成 年 月 日

登録配管基幹技能者講習修了証 更新申請書

登録配管基幹技能者講習委員会 殿

標記修了証の更新を受けるため、能力確認試験の解答書を添えて下記の通り申請します。

写真貼付欄
(カラー写真)

タテ30×ヨコ24mm
1枚貼付け
裏面に氏名記入

フリガナ		修了証番号	第	号
申請者氏名	(印)	有効期限	平成	年 月 日
フリガナ				
現住所	〒 - TEL : () FAX : ()			
勤務先	フリガナ			
	事業所名			
	所在地	〒 - TEL : () FAX : ()		
更新要件証明欄	本人証明	私は、職業能力開発促進法に基づく1級配管技能士（建築配管作業）の資格を有し、現に登録配管基幹技能者として従事していることを証明します。 平成 年 月 日 本人署名： _____ (印)		
	事業主証明	申請者は、職業能力開発促進法に基づく1級配管技能士（建築配管作業）の資格を有し、現に登録配管基幹技能者として従事していることを証明します。 平成 年 月 日 証明者 事業所名： _____ 所在地： _____ 氏 名： _____ (印)		
注) この証明事項に事実と相違がある場合には更新を取り消されます。				

注) 氏名の変更があった場合には戸籍抄本を添付して下さい。

以下事務局処理欄

受付番号	入金確認	更新要件	能力確認試験	再確認試験	更新可否	交付
更新			_____点	_____点		

様式—5（第37条関連）

平成 年 月 日

平成〇〇年度登録配管基幹技能者講習
特例試験申込書

登録配管基幹技能者講習委員会 殿

標記講習の特例試験を受験したいので、関係種類を添えて下記のとおり申し込みます。

受験希望会場	第 回 ()
受験票送付先(該当に○)	自 宅 勤 務 先

写真貼付欄
(カラー写真)
タテ30×ヨコ24mm
1枚貼付け
裏面に氏名記入

フリガナ		修了証番号	第 号
氏 名	(印)	有効期限	平成 年 月 日
フリガナ			
現住所	〒 () FAX : ()		
勤 務 先	フリガナ		
	事業所名		
	所在地	〒 - () FAX : ()	
受 験 要 件 証 明 欄	本人証明	私は、職業能力開発促進法に基づく1級配管技能士（建築配管作業）の資格を有し、現に登録配管基幹技能者として従事していることを証明します。 平成 年 月 日 本人署名： _____ (印)	
	事業主証明	申請者は、職業能力開発促進法に基づく1級配管技能士（建築配管作業）の資格を有し、現に登録配管基幹技能者として従事していることを証明します。 平成 年 月 日 証明者 事業所名： _____ 所在地： _____ 氏 名： _____ (印)	
注) この証明事項に事実と相違がある場合には受験を取り消されます。			

以下事務局処理欄

受付番号	入金確認	資格審査	通知	受験番号	考査試験	合 否
特試				特試	_____点	

